第百二十三条の三第二項を削り、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「法第六十二条の二第一項又は第二項に規定するときにおいては、これらの規定の合併法人又は分割承継法人は、これらの規定に規定する資産及び負債のこれらの規定」を「内国法人が適格合併又は適格分割型分割により被合併法人又は分割法人から資産及び負債の移転を受けた場合には、当該資産及び負債の法第六十二条の二第一項又は第二項」に、「同条第一項の適格合併に係る被合併法人である公益法人等」を「当該被合併法人（公益法人等に限る。）」に、「合併法人の」を「内国法人の」に改め、同項を同条第三項とする。

第百二十三条の四中「法第六十二条の三第一項（適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡）に規定するときにおいては、同項の分割承継法人の同項に規定する」を「内国法人が適格分社型分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた場合には、当該」に、「、同項に」を「、法第六十二条の三第一項（適格分社型分割による資産等の帳簿価額による譲渡）に」に改める。

第百二十三条の五中「法第六十二条の四第一項（適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡）に規定するときにおいては、同項の被現物出資法人の同項に規定する」を「内国法人が適格現物出資により現物出資法人から資産及び負債の移転を受けた場合には、当該」に、「、同項に」を「、法第六十二条の四第一項（適格現物出資による資産等の帳簿価額による譲渡）に」に、「同項の適格現物出資に係る現物出資法人である」を「当該現物出資法人（」に、「の収益事業」を「に限る。）の収益事業」に、「当該被現物出資法人」を「当該内国法人」に改める。

第百二十三条の六第一項中「法第六十二条の五第三項（現物分配による資産の譲渡）に規定するときにおいては、同項の被現物分配法人の同項に規定する」を「内国法人が適格現物分配により現物分配法人から資産の移転を受けた場合には、当該」に、「、同項に」を「、法第六十二条の五第三項（現物分配による資産の譲渡）に」に改める。

第百二十三条の八第一項第二号イ中「法第六十二条の七第一項に規定する特定適格組織再編成等（以下この条において「特定適格組織再編成等」という。）の日以前（当該特定適格組織再編成等が残余財産の全部の分配である場合には、その残余財産の確定の日の翌日前。ロにおいて同じ。）に、」を削り、同号ロ中「特定適格組織再編成等の日以前に、」を削り、同条第三項第四号中「特定適格組織再編成等」を「法第六十二条の七第一項に規定する特定適格組織再編成等（以下この条において「特定適格組織再編成等」という。）」に改める。

第百二十三条の九第七項第一号中「資産の価額」を「資産（当該内国法人の株式又は出資を除く。以下この号において同じ。）の価額」に改め、同条第八項中「規定は」の下に「、同項の内国法人が同項の特定適格組織再編成等により移転を受けた資産が当該内国法人の株式又は出資のみである場合を除き」を加える。

第百二十三条の十一第一項に次の一号を加える。

五　法第六十二条の九第一項の内国法人との間に完全支配関係がある他の内国法人（次に掲げるものに限る。）の株式又は出資で、その価額がその帳簿価額に満たないもの

イ　清算中のもの

ロ　解散（合併による解散を除く。）をすることが見込まれるもの

ハ　当該他の内国法人との間で適格合併を行うことが見込まれるもの

第百三十九条の十中「エネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額」の下に「、同法第四十二条の五の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）」を加え、「第四十二条の五第五項、同法」を「第四十二条の五第五項、同法第四十二条の五の二第五項、同法」に、「第四十二条の四第七項」を「第四十二条の四第六項若しくは第七項」に、「含む。）」を「含むものとし、同法第四十二条の四第六項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）、同条第九項（同条第六項又は第七項の規定の適用を受ける同条第六項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）」に改め、「（エネルギー需給構造改革推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の下に「、同法第四十二条の五の二第二項若しくは第三項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を加え、「若しくは第三項（事業基盤強化設備等を取得した場合」を「、第三項若しくは第五項（事業基盤強化設備等を取得した場合等」に、「若しくは同法第四十二条の十第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）」を「、同法第四十二条の十第二項若しくは第三項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）若しくは同法第四十二条の十二（同条第一項に規定する中小企業者等が適用を受ける場合に限る。）（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」に、「第四十二条の十一第一項」を「第四十二条の十三第一項」に改める。

第百四十一条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　複数の税率の中から税の納付をすることとなる者と外国若しくはその地方公共団体又はこれらの者により税率の合意をする権限を付与された者との合意により税率が決定された税（当該複数の税率のうち最も低い税率（当該最も低い税率が当該合意がないものとした場合に適用されるべき税率を上回る場合には当該適用されるべき税率）を上回る部分に限る。）

第百四十二条第一項中「エネルギー需給構造改革推進設備等に係る法人税額）の下に「、同法第四十二条の五の二第五項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）」を、「経営革新設備等に係る法人税額）」の下に「、同法第四十二条の十一第五項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）」を加え、同条第四項中「棚卸資産（動産に限る。以下この項において同じ。）の譲渡により生ずる所得又は第百七十六条第五項（国内において行う事業から生ずる所得）に規定する行為により生ずる所得」を「次の各号に規定する所得」に、「ついては、次に」を「ついては、当該各号に」に改め、同項第一号中「棚卸資産」の下に「（動産に限る。）」を、「第百七十六条第四項」の下に「（国内において行う事業から生ずる所得）」を加え、同項に次の一号を加える。

三　法第百三十九条（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する条約（以下この号、第八項及び第百四十二条の三第三項（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）において「租税条約」という。）の規定により当該租税条約の我が国以外の締約国又は締約者（以下この号、第八項及び第百四十二条の三第三項において「条約相手国等」という。）において租税を課することができるとされる所得（当該租税条約の規定において法第六十九条第一項から第三項までの規定による控除をされるべき金額の計算に当たって考慮しないものとされるものを除く。）で当該条約相手国等において外国法人税が課されるものについては、国外源泉所得に係る所得に該当するものとする。

第百四十二条第五項第一号中「（外国税額控除の対象とならない外国法人税の額）」を削り、同条第八項中「法第百三十九条（租税条約に異なる定めがある場合の国内源泉所得）に規定する条約（以下この項及び第百四十二条の三第三項において「租税条約」という。）」を「租税条約（恒久的施設に関する定めを有するものに限る。以下この項において同じ。）」に、「締約国又は締約者（以下この項及び第百四十四条第八項中「連結所得の金額の計算上」を「計算上」に改める。

第百四十六条第八項中「、第八項各号若しくは第九項各号」を「若しくは第八項各号」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「、第九項各号若しくは第十項各号」を「若しくは第九項各号」に、「同条第十四項」を「同条第十二項」に改める。

第百五十五条の二第一項中「第百十六条の三第二号（会社更生等の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額は、法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定の適用がある連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額」を「法第五十九条第一項に規定する欠損金額で政令で定めるものは、第百十六条の三第一号（会社更生等の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる規定の適用については、当該各号に」を「次に」に改め、同項第一号を削り、同項第一号中「第五十九条第二項　同項」を「第五十九条第二項」に改め、「（法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「法第五十九条第二項及び第六十二条の五第五項（に」を「同項及び法第六十二条の五第五項（に、「規定の適用を受ける」を「場合に該当する」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第五十九条第二項に規定する欠損金額で政令で定めるものは、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（個別損金額（法第八十一条の三第一項に規定する個別損金額をいう。以下この章において同じ。）を計算する場合において、法第五十九条第二項第三号に掲げる場合に該当するときは、イに掲げる金額）とする。

イ　第百十七条の二第一号（民事再生等の場合の欠損金額の範囲）に掲げる金額

ロ　法第八十一条の九第一項（連結欠損金の繰越し）の規定により連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される連結欠損金額のうち当該連結法人に帰せられる金額